

自立支援医療費（精神通院）の自己負担月額上限額が 20,000円の方の経過的特例延長のお知らせ

平成30年1月

経過的特例が、平成30年4月以降も延長の予定となりました

(延長期間未定)

経過的特例により、有効期間が1年未満となっている方

(現在お持ちの受給者証の有効期間欄の右余白に
数字4桁の年月(例:「3004」)が記載されている方)

○平成30年4月以降の有効期間を記載した受給者証を追加交付します。

※申請不要

○追加交付の時期は、障害者総合支援法施行令の改正以降(平成30年4月頃予定)となります。

○追加交付する受給者証の有効期間後の期間に係る再認定申請は、3か月前(例:「3004」の方は2月)からできます。

なお、その受給者証の交付は、追加交付の受給者証が交付された後となるため、平成30年4月以降となる予定です。

上記の追加交付がない方

(現在お持ちの受給者証の有効期間が「平成30年3月31日まで」で、
有効期間欄の右余白に数字4桁が記載されていない方)

○平成30年4月以降の期間に係る申請が可能となりました。

○この受給者証の交付時期は、障害者総合支援法施行令の改正以降(平成30年4月頃予定)となります。

○平成30年4月以降の期間に係る新規申請も可能となりました。

栃木県精神保健福祉センター

電話番号 028(673)8785